

※下記の書類をご準備の上、住宅課まで情報提供システムにて提出してください。
(従来どおり紙面にて提出される場合は(正・副)の2部提出)

申請書【別記様式第1号】、別紙、別添1～4他			☐																																								
…サービス付き高齢者向け住宅情報提供システムで作成した申請書等のPDF（紙面提出の場合は印刷したもの）			☐																																								
1	付近見取図		☐																																								
2	各階平面図(縮尺、方位、サービス付き高齢者向け住宅の間取り、各室の用途・面積及び設備の概要を表示したもの) 各室求積図・求積表(面積特例を受ける場合は、共用施設部等に着色し、内容がわかるものとする) ※他の福祉施設等が同一建物に併設されている場合は着色表示する。		☐																																								
3	加齢対応構造等を表示した書類（加齢対応構造等のチェックリスト…様式あり、図面等） ※図面等…平面図に仕様を明記したもの、断面図・展開図・設備詳細図・建具表等で段差や設備の仕様がわかるもの （更新登録時において新規登録時から変更がない場合は、加齢対応構造チェックリストは、コピーでも可。ただし、 変更がない旨の記入と事業主の記名・捺印が必要です。）		☐																																								
4	土地及び建物の賃貸借契約書等（当該土地及び建物が借地・借家の場合等）		☐																																								
5	入居契約等に係る契約書（サービス付き高齢者向け住宅情報公表システムに掲載の「参考とすべき入居契約書」を参 考に作成すること。(URL: https://www.satsuki-jutaku.mlit.go.jp/news/655.html) ※「住宅の入居」および「状況把握及び生活相談」の契約書（一体となった契約書又は別々の契約書でも可）		☐																																								
6	高齢者生活支援サービスに係る契約書 ※食事提供サービス、生活支援サービス、介護サービスなど、状況把握及び生活相談以外のサービスを自ら提供する 場合は、それらの契約書も別途提出すること。勤務形態一覧表又はシフト表（申請月の前月分）も提出		☐																																								
7	サービス付き高齢者向け住宅の入居契約の登録基準適合性に関するチェックリスト（様式あり）		☐																																								
8	サービス付き高齢者向け住宅の管理又は高齢者生活支援サービスの提供を委託により他の事業者に行わせる場合は、 その委託契約に係る書類		☐																																								
9	前払い金の保全措置に関する書類（保証保険契約書の写しなど、前払い金がある場合のみ提出）		☐																																								
10	建築確認済証の写し（既存の建物を利用する場合は、検査済証、必要に応じて耐震診断書など）		☐																																								
11	有料老人ホーム重要事項説明書（有料老人ホームに該当する場合のみ提出） …姫路市様式あり		☐																																								
12	建物等の安全確認報告 建物・EV 建築基準法 定期報告（表紙の写しのみ）等		☐																																								
13	その他（姫路市長が必要と認めた書類）		☐																																								
14	登録・更新 手数料	<table><tr><td colspan="2">A（基本手数料）</td><td colspan="2">B（追加手数料）</td></tr><tr><td></td><td></td><td>①面積・設備に例外基準適用あり</td><td>②前払家賃等の徴収あり</td></tr><tr><td>登録戸数</td><td>□1～10戸 25,000円</td><td>□1～10戸 6,200円</td><td>□ 6,200円</td></tr><tr><td>より右表</td><td>□11～20戸 29,000円</td><td>□11～20戸 6,900円</td><td>③賃貸借契約以外の適用</td></tr><tr><td>にて算定</td><td>□21～30戸 34,000円</td><td>□21～30戸 7,600円</td><td>□ 4,200円</td></tr><tr><td></td><td>□31～40戸 38,000円</td><td>□31～40戸 8,300円</td><td>手数料 合計</td></tr><tr><td></td><td>□41～50戸 42,000円</td><td>□41～50戸 9,000円</td><td>= A + B (① + ② + ③)</td></tr><tr><td>(戸)</td><td>□51～70戸 50,000円</td><td>□51～70戸 9,700円</td><td></td></tr><tr><td></td><td>□71～100戸 63,000円</td><td>□71～100戸 11,000円</td><td>= □ 円</td></tr><tr><td></td><td>□101戸～ 75,000円</td><td>□101戸～ 12,000円</td><td></td></tr></table>	A（基本手数料）		B（追加手数料）				①面積・設備に例外基準適用あり	②前払家賃等の徴収あり	登録戸数	□1～10戸 25,000円	□1～10戸 6,200円	□ 6,200円	より右表	□11～20戸 29,000円	□11～20戸 6,900円	③賃貸借契約以外の適用	にて算定	□21～30戸 34,000円	□21～30戸 7,600円	□ 4,200円		□31～40戸 38,000円	□31～40戸 8,300円	手数料 合計		□41～50戸 42,000円	□41～50戸 9,000円	= A + B (① + ② + ③)	(戸)	□51～70戸 50,000円	□51～70戸 9,700円			□71～100戸 63,000円	□71～100戸 11,000円	= □ 円		□101戸～ 75,000円	□101戸～ 12,000円		☐
A（基本手数料）		B（追加手数料）																																									
		①面積・設備に例外基準適用あり	②前払家賃等の徴収あり																																								
登録戸数	□1～10戸 25,000円	□1～10戸 6,200円	□ 6,200円																																								
より右表	□11～20戸 29,000円	□11～20戸 6,900円	③賃貸借契約以外の適用																																								
にて算定	□21～30戸 34,000円	□21～30戸 7,600円	□ 4,200円																																								
	□31～40戸 38,000円	□31～40戸 8,300円	手数料 合計																																								
	□41～50戸 42,000円	□41～50戸 9,000円	= A + B (① + ② + ③)																																								
(戸)	□51～70戸 50,000円	□51～70戸 9,700円																																									
	□71～100戸 63,000円	□71～100戸 11,000円	= □ 円																																								
	□101戸～ 75,000円	□101戸～ 12,000円																																									